

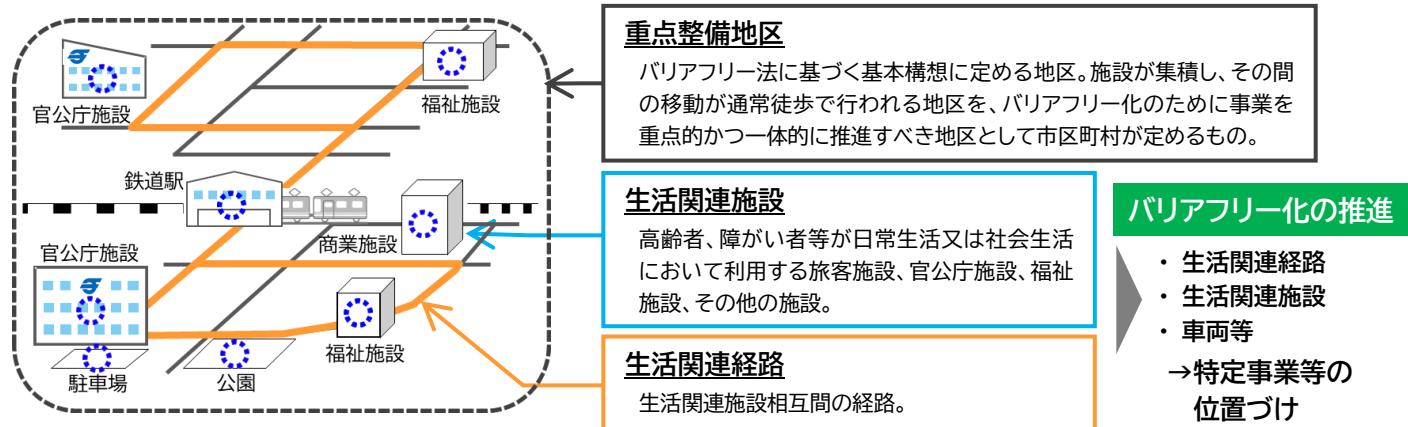
茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 —概要版—

第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは【本編1ページ】

1. 基本構想とは

- 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18(2006)年法律第91号)』(以下「バリアフリー法」という。)では、市町村は、移動等円滑化の促進に関する方針又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めるものとされています。
- 基本構想は「個々の施設等のバリアフリー化だけではなく、面的かつ一体的なバリアフリー化を図ること」、「新設又は新築の施設だけではなく、既存の施設等のバリアフリー化を図ること」、「市民等の参加の促進を図ること」を目指しています。

<基本構想制度のイメージ>



2. 基本構想改定の目的

- 本市では、平成27(2015)年9月に『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(以下、「旧基本構想」という。)』を策定しました。
- 旧基本構想の目標年次を令和4(2022)年度末に迎えたことから、基本構想を改定し、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに向けた本市の考え方や方向性を示すとともに、これまでの取組と連携することで、効果的なバリアフリーを推進することを目的とします。茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(令和5年8月策定)(以下、「本基本構想」という。)は、バリアフリー法に基づく対象者に加え、ベビーカー利用者等の子育て世代や外国人、性的マイノリティを含めた多様な人々を対象とします。

3. 基本構想の位置づけ

- 本基本構想は、『茅ヶ崎市総合計画』の目指す将来の都市像“笑顔と活力にあふれみんなで未来を創るまち茅ヶ崎”を踏まえて策定し、バリアフリー法及びこれに関連する条例等と整合を図ります。
- 目標年次は、令和14(2032)年度に設定し、事業実施時期を短期・中期・長期の3段階に分けて設定します。

第2章 基本構想の改定に向けて【本編4ページ】～ 第9章 整備促進地区【本編161ページ】

概要版2~3ページを参照

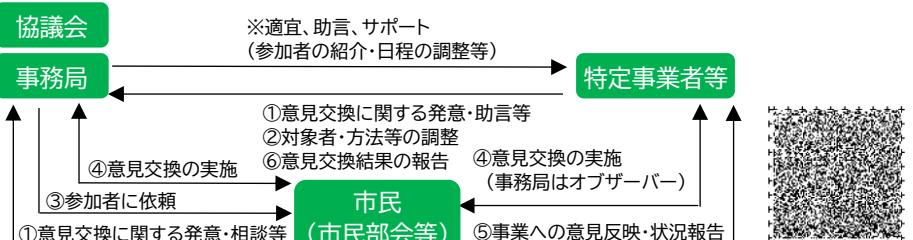
第10章 基本構想の推進【本編164ページ】

1. 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

- 本市では、基本理念・目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進します。

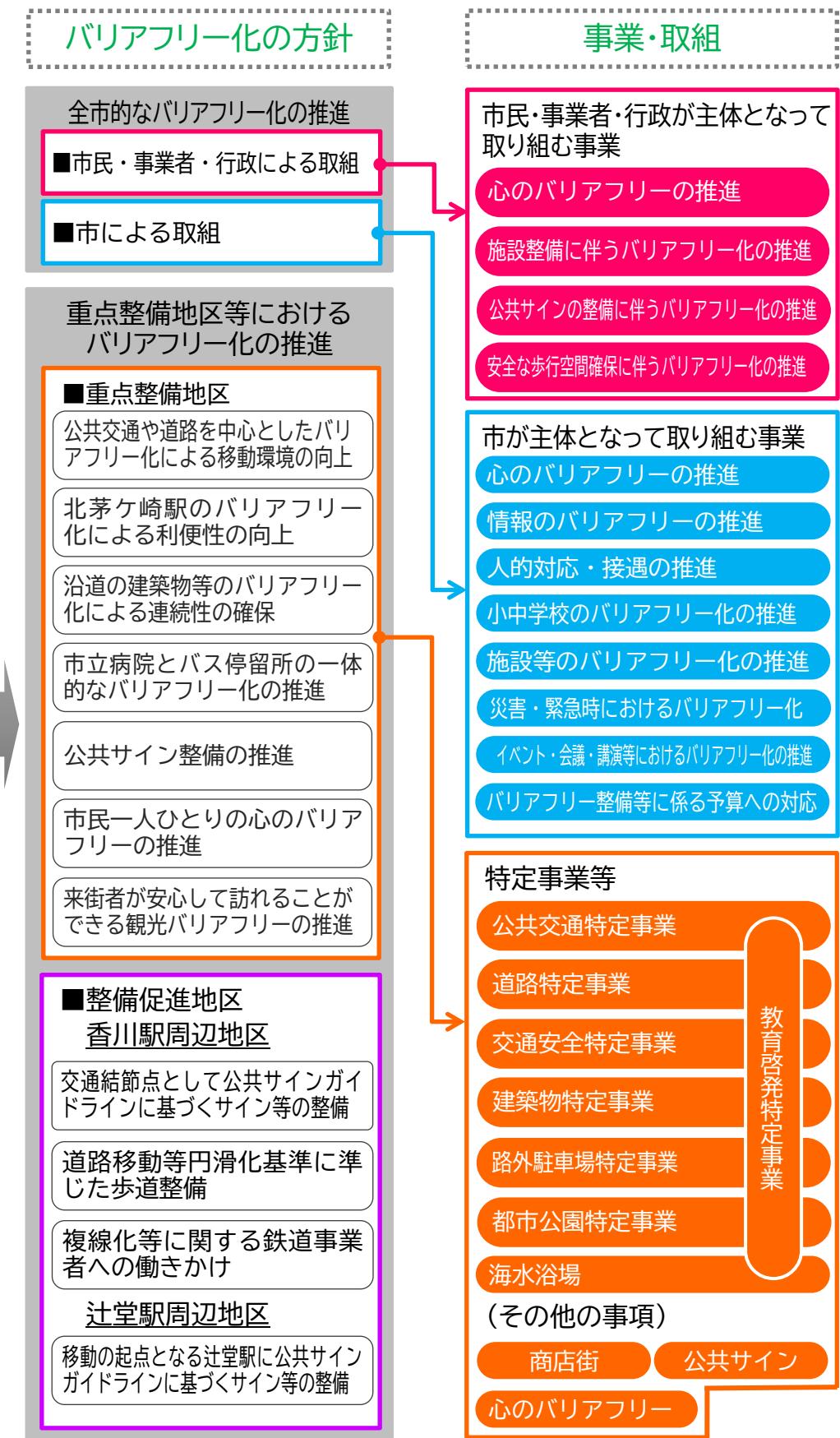
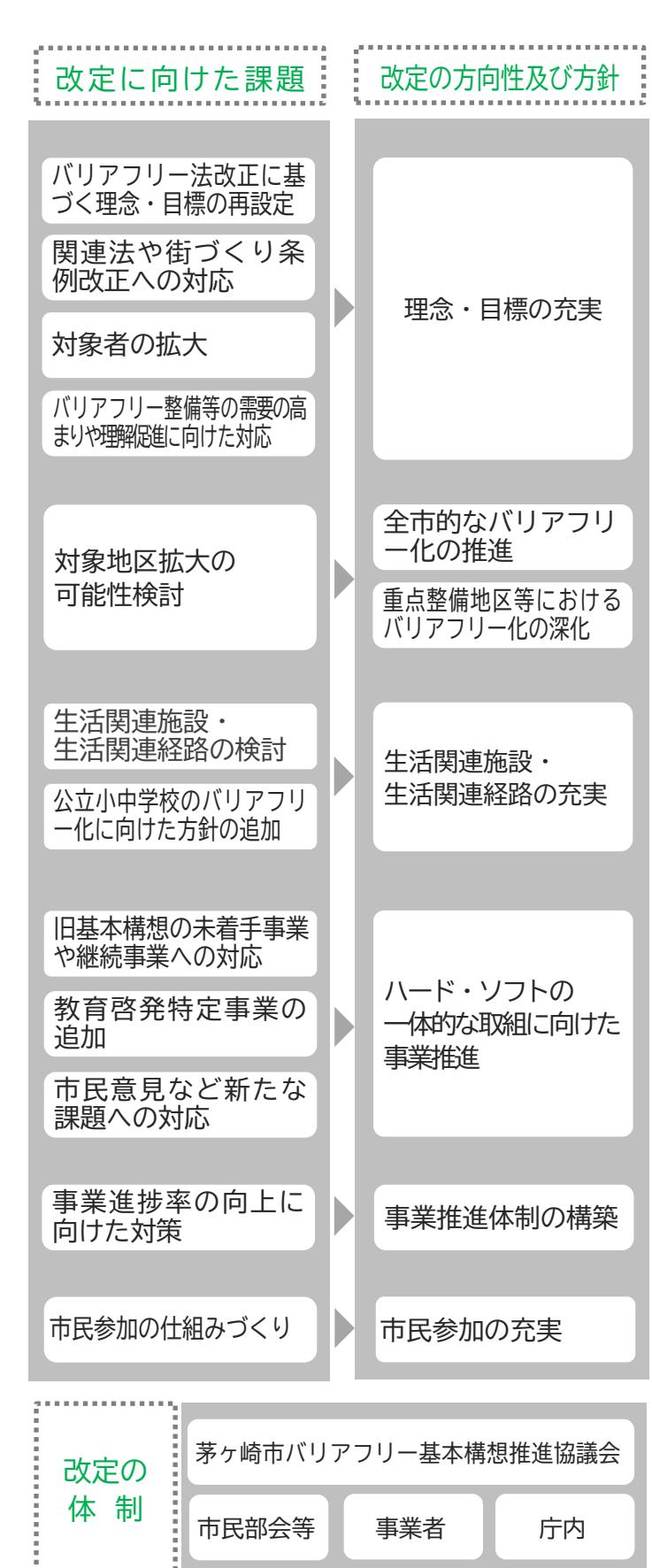
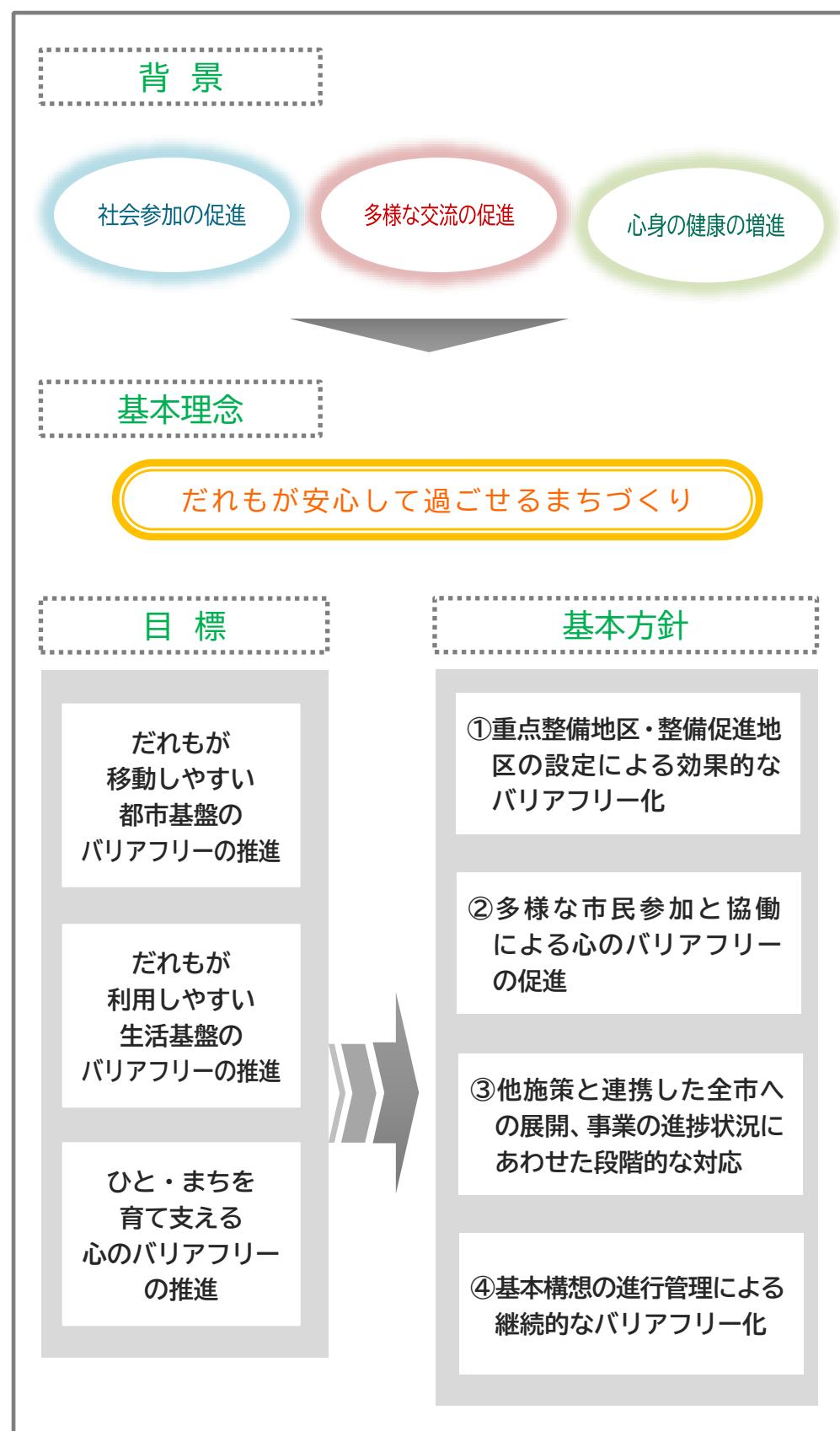
2. 基本構想改定後の市民参加

- 今後の基本構想推進においても、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を引き続き設置し、継続的に市民意見を聴取する場を設けていきます。(右図参照)



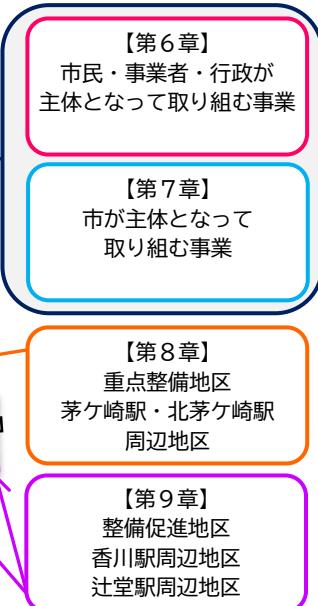
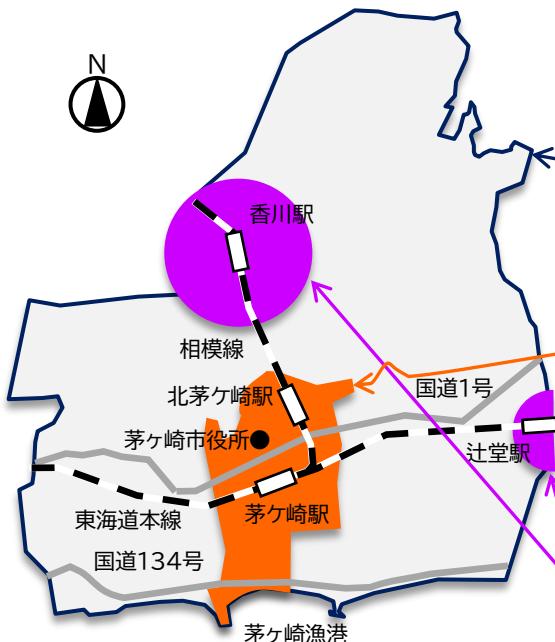
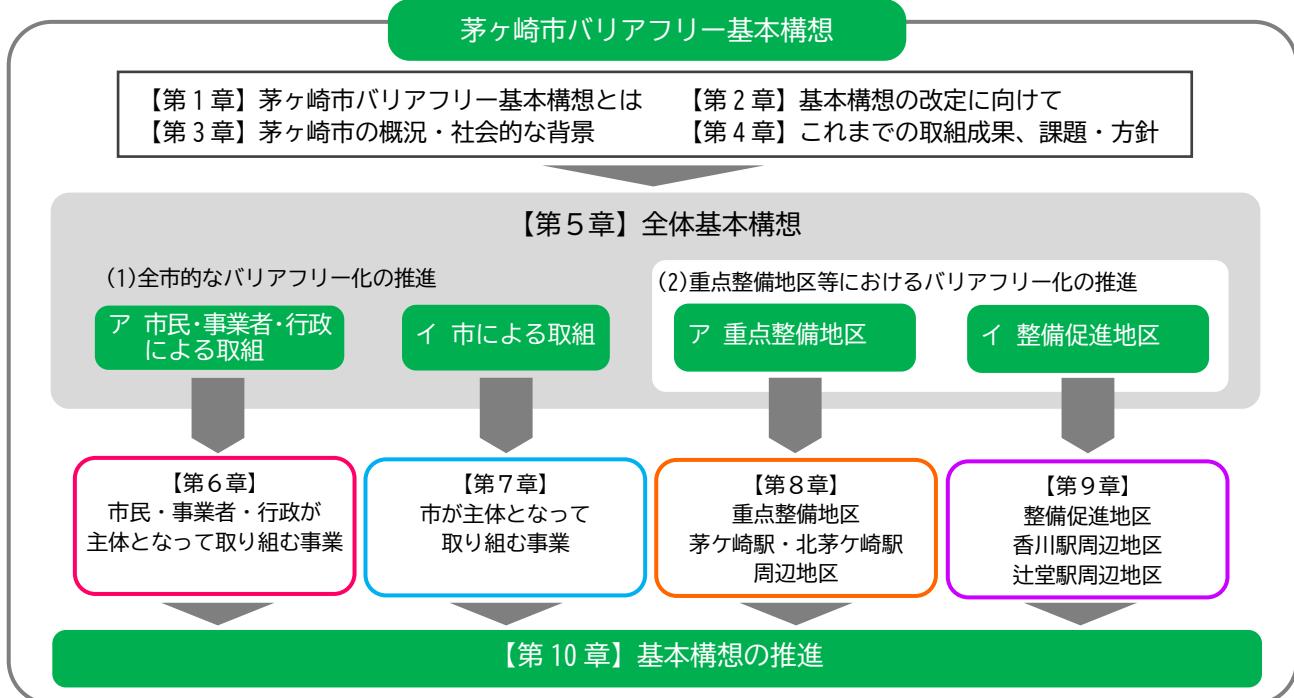
基本構想

旧基本構想



基本構想の推進(令和5~14年度)

<基本構想の枠組み>

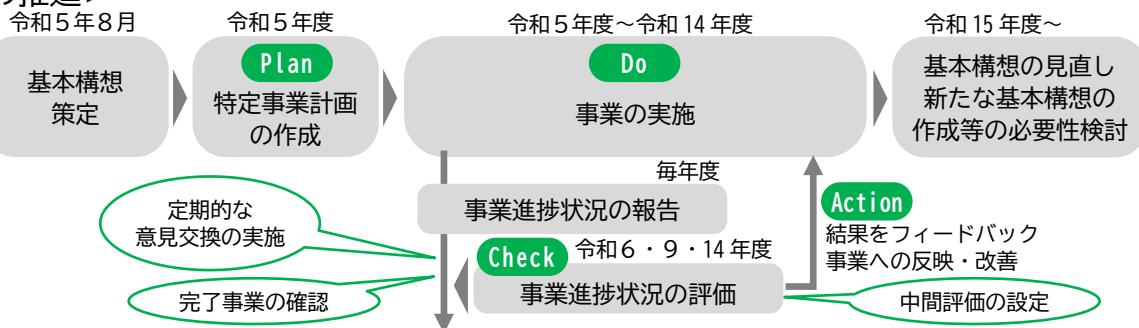


<本市におけるバリアフリー化の特徴>

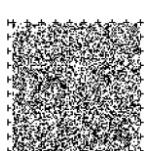
- ① 対象者の拡大
高齢者、障がい者、けが人、妊娠婦
(バリアフリー法に基づく対象者)
+
ベビーカー利用者、子連れ、外国人、
性的マイノリティ、観光客など
(本市独自の対象者)
- ② 対象範囲の拡大
重点整備地区
(バリアフリー法に基づき定める地区)
市が主体となって取り組む事業
整備促進地区
(本市が独自に定める事業や地区)
- ③ 推進体制
定期的な意見交換、中間評価の設定



<基本構想の推進>



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び市民部会等による基本構想の推進



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 概要版

令和5(2023)年8月作成

発行 茅ヶ崎市 都市部都市政策課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7181 (直通)

ファックス 0467-57-8377

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
メールアドレス toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp